



2022年6月23日

各 位

株式会社A&Dホロンホールディングス
代表取締役執行役員社長 森島 泰信
(コード番号: 7745 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 伊藤 貞雄
電話番号 048-593-1590

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年6月24日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことならびに国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社又は事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 電子応用機器の設計製造販売</p> <p>(2) 電気計測器の設計製造販売</p> <p>(3) <u>計量器の設計製造販売および検定</u></p> <p>(4) デジタル血圧計の設計製造販売</p> <p>(5) 電子医療機器の設計製造販売</p> <p>(6) 各種健康機器の設計製造販売</p> <p>(7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売</p> <p>(8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理 (新設)</p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第48条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことならびに国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより当該会社又は事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 電子応用機器の設計製造販売</p> <p>(2) 電気計測器の設計製造販売</p> <p>(3) <u>計量器の設計製造販売</u></p> <p>(4) デジタル血圧計の設計製造販売</p> <p>(5) 電子医療機器の設計製造販売</p> <p>(6) 各種健康機器の設計製造販売</p> <p>(7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売</p> <p>(8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理</p> <p>(9) <u>計量器の検定</u></p> <p>(10) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第48条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

株主総会開催予定日及び効力発生日
令和4年6月24日(金)

以上